

# 身近な人に できること

身近な人の理解や寄り添いは、  
犯罪被害にあった方の大きな支えになります。

話したいときに  
話せるよう  
そばにいても  
大切な支援です。

「あなたのせいではないよ」  
「話してくれてありがとう」  
そんな言葉が  
安心につながります。

責める言葉を使わない  
「～すればよかったのに」

## 相談先一覧

杉並区内警察署 犯罪被害者支援担当

杉並警察署 ☎03-3314-0110

荻窪警察署 ☎03-3397-0110

高井戸警察署 ☎03-3332-0110

警視庁「犯罪被害者ホットライン」

☎03-3597-7830

月～金：午前8時30分～午後5時15分  
(祝日・年末年始を除く)

東京都総合相談窓口公益社団法人被害者支援都民センター

☎03-3222-9050

月・木・金：午前9時30分～午後5時30分  
火・水：午前9時30分～午後7時  
(祝日・年末年始を除く)

日本司法支援センター(法テラス)犯罪被害者支援ダイヤル

☎0120-079714

月～金：午前9時～午後9時  
土：午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

## 性被害にあったら

性暴力救援センター・SARC東京

☎03-5577-3899 または #8891

24時間365日受付

警察庁性犯罪被害相談電話

☎#8103(ハートさん)

24時間365日受付

杉並区区民生活部管理課

男女共同・犯罪被害者支援係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

(区役所西棟7階)



(2026.3)

# 犯罪による被害に あうということ

犯罪の被害にあうことは、  
誰にでも起こりうることです。  
被害にあわれた方や  
身近な方が困ったときに、  
利用できる相談先や  
支援についてご案内しています。



ひとりで悩まず、ご相談ください  
杉並区役所犯罪被害者総合支援窓口

相談専用電話

☎03-5307-0620(直通)

月～金：午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)



# 犯罪被害に あわれたら

不安を感じたり、  
様々な困難に直面することがあります。

心身の不調

捜査や  
裁判に伴う  
負担

経済的  
負担

配慮のない  
取材、報道

インターネット  
による  
誹謗中傷

# 杉並区では犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族への総合的な支援を行っています。

杉並区では、犯罪被害者等を支援するため、平成17年10月に「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例では、犯罪被害者等の基本的人権の保障を第一に、プライバシーに最大限配慮し心身の苦痛と生活上の不利益などの軽減を図り、平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れなく支援を行うこととしています。

誰もが犯罪等による被害になる可能性があります。区では、犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族への被害等の軽減と回復に繋がる取組を行っています。

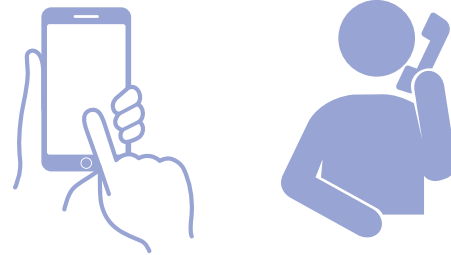
区の犯罪被害者支援の詳細については  
区のHPをご覧ください



## 相談・情報提供

電話や面接などにより相談に応じます。  
助言や情報提供等を行います。

ひとりで  
悩まないで、  
ご相談ください



## 相談・情報提供 犯罪被害者総合支援窓口

相談専用電話

☎03-5307-0620(直通)

月～金：午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

## 手続等の補助・付添

関係部署・機関・団体などとの調整・各種手続きの手伝いのほか、警察署・裁判所・病院などへの付き添いを行います。



## 資金の貸付

犯罪等の被害を受けたことにより、転居費用など  
応急に必要な資金をお貸しします。

- 杉並区応急小口資金貸付条例施行規則で定める収入基準以下の方
- 区内に3か月以上住んでいる方
- 連帯保証人が立てられる方  
(10万円以内の場合は不要)
- 貸付額：30万円以内
- 利子：無利子
- 償還：6か月据え置き後償還
- 10万円以内は10か月以内
- 10万円を超え20万円以内は20か月以内
- 20万円を超え30万円以内は30か月以内



## 日常生活への支援

次のいずれかに該当する被害者等に、  
犯罪被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣します。

- 犯罪等により生じた傷病又は精神的苦痛により、家事及び育児等が困難である
- 被害者等の介助等のため、家事及び育児等が困難である

### 支援内容

- 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買物、通院等の介助等
- 育児援助 食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎等

### 派遣時間

- 家事援助：1日3時間以内
- 育児援助：1日2時間以上  
1時間単位で8時間以内
- 利用料：所得により一部負担



## 一時利用住宅の提供

次のいずれかに該当する被害者等に  
一時的に住居を提供します。

- 再被害の可能性がある、緊急に転居が必要である
- 従前の住居が犯行現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である
- その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である

■利用期間：ご本人の申し出た期間  
又は6か月のいずれか短い期間

■利用料：世帯の収入による



性被害については、被害届の提出がなくてもご相談を伺います。また、具体的な支援を行う場合は、区内に住所があり、警察署への被害届を提出しているなど、客観的に被害者であることを確認させていただきます。